



える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二二、五四四人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二四〇、八九六人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

七、二六五人

西津軽郡選挙区 五、八九二人

南津軽郡選挙区 六、六五四人

北津軽郡選挙区 七、九五八人

上北郡選挙区 二八、〇六六人

三戸郡選挙区 二〇、四七九人

青森市選挙区 八二、〇一三人

弘前市選挙区 五〇、一六九人

八戸市選挙区 六五、〇二九人  
 黒石市選挙区 九、八〇七人  
 五所川原市選挙区 一九、七八九人  
 十和田市選挙区 一七、六六五人  
 三沢市選挙区 一〇、九五二人  
 むつ市選挙区 二一、八四四人  
 つがる市選挙区 九、九〇九人  
 平川市選挙区 一一、二三五人

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
東津軽郡	山口 元榮	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二一五	三上 勇八	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二八四
西津軽郡	須藤 壽	西津軽郡鰻ヶ沢町大字南金沢町字上高根山八八	戸沼 英哉	西津軽郡鰻ヶ沢町大字赤石町字大和田三六の一
南津軽郡	三浦 秀男	南津軽郡藤崎町大字福島字東田八八の三	加福 孝二	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊岡一二の七
北津軽郡	葛西 榮喜	北津軽郡板柳町大字飯田字村元九〇の一	楠美 皓	北津軽郡板柳町大字狐森字宮田一三三の四

上北郡	高松 捷一	上北郡東北町字上笹橋三の三	小笠原武志	上北郡東北町大字大浦字淋代四の二
三戸郡	中野 正美	三戸郡南部町大字玉掛字前田二八の一	田村千代美	三戸郡南部町大字鳥舌内字下沢田二〇の二
青森市	坪田 左近	青森市浪岡大字浪岡字稲村一八四の五	福田 康平	青森市金沢三丁目一の二六
弘前市	成田 満	弘前市大字五所字野沢六一の七	工藤 金幸	弘前市大字大和沢字上岸田一二一の二
八戸市	野坂 哲	八戸市大字白銀町字砂森五三の二	福島 正敏	八戸市大字鮫町字蟻子二〇の一七二
黒石市	乗田 兼雄	黒石市大字竹鼻字山元四七の一	北山 雄一	黒石市大字浅瀬石字清川二三九の四
五所川原市	白川 昭磨	五所川原市金木町朝日山四四六の五	高谷 博昭	五所川原市大字漆川字浅井八五の一
十和田市	古館 實	十和田市東三番町二の三〇	高屋 實	十和田市大字滝沢字高屋一二
三沢市	河村 幸利	三沢市松園町三丁目七の一九	佐々木 仁	三沢市大字三沢字堀口七六の五四
むつ市	畑中 政勝	むつ市大畑町兔沢二〇四の五	久慈 徹雄	むつ市川内町川内一七四
つがる市	成田 照男	つがる市木造大畑宮崎一の一	成田 久	つがる市柏桑野木田鶴野三七
平川市	内山 久人	平川市唐竹葛原五八の二	佐藤 正道	平川市金屋上松元三の四

青森県選挙管理委員会告示第三十号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会  
の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定  
により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	場	所	日	時
------	---	---	---	---

東津軽郡	青森県庁南棟三階選挙管理 委員会室	平成二十七年四月十四日午前十一時
西津軽郡	鱒ヶ沢町役場三階第四委員 会室	平成二十七年四月十三日午後三時
南津軽郡	藤崎町役場三階中会議室	平成二十七年四月十三日午後三時
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農 業委員会会議室	平成二十七年四月十三日午後三時
上北郡	東北町役場本庁舎三階委員 会室	平成二十七年四月十四日午前十時
三戸郡	南部町役場三階中会議室	平成二十七年四月十四日午前十時
青森市	青森市民体育館	平成二十七年四月十二日午後九時十五 分
弘前市	弘前市役所新館二階第一、 第二会議室	平成二十七年四月十三日午後三時
八戸市	八戸市体育館	平成二十七年四月十二日午後九時十五 分
黒石市	黒石市中央スポーツ館	平成二十七年四月十二日午後九時
五所川原市	五所川原市役所五階第一会 議室	平成二十七年四月十三日午後三時
十和田市	十和田市総合体育センター	平成二十七年四月十二日午後九時十分
三沢市	三沢市総合体育館	平成二十七年四月十二日午後九時
むつ市	むつ市役所第四会議室	平成二十七年四月十四日午前十時
つがる市	つがる市生涯学習交流セン ター「松の館」	平成二十七年四月十二日午後九時
平川市	平川市役所四階第四会議室	平成二十七年四月十三日午後三時

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における開票事務を、次の

選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により選挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びつがる市選挙区

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区のポスター掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	区画の数	選挙区名	区画の数
東津軽郡	四	八戸市	一一
西津軽郡	四	黒石市	四
南津軽郡	四	五所川原市	八
北津軽郡	六	十和田市	六
上北郡	八	三沢市	四
三戸郡	六	むつ市	八
青森市	一四	つがる市	四

弘前市	一一	平川市	六
-----	----	-----	---

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	制限額	選挙区名	制限額
東津軽郡	五、七〇九、〇〇〇円	八戸市	五、九二四、一〇〇円
西津軽郡	五、三六七、〇〇〇円	黒石市	六、三四一、〇〇〇円
南津軽郡	五、五五六、九〇〇円	五所川原市	五、五四二、五〇〇円
北津軽郡	五、八八一、五〇〇円	十和田市	六、〇九九、三〇〇円
上北郡	五、六四七、一〇〇円	三沢市	六、六二七、〇〇〇円
三戸郡	五、五九九、八〇〇円	むつ市	五、七二一、一〇〇円
青森市	五、九四二、二〇〇円	つがる市	六、三六七、二〇〇円
弘前市	五、九八二、〇〇〇円	平川市	五、四二二、三〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十七年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一
西津軽郡	鱒ヶ沢町選挙管理委員会事務局	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇九の二
南津軽郡	藤崎町選挙管理委員会事務局	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
北津軽郡	板柳町選挙管理委員会事務局	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九の三
上北郡	東北町選挙管理委員会事務局	上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四
三戸郡	南部町選挙管理委員会事務局	三戸郡南部町大字苔米地字下宿二二三の一
青森市	青森市選挙管理委員会事務局	青森市中央一丁目二二の五
弘前市	弘前市選挙管理委員会事務局	弘前市大字上白銀町一の一
八戸市	八戸市選挙管理委員会事務局	八戸市内丸一丁目一の一
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字市ノ町一の一の一
五所川原市	五所川原市選挙管理委員会事務局	五所川原市字岩木町一二二
十和田市	十和田市選挙管理委員会事務局	十和田市西十二番町六の一
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市桜町一丁目一の三八
むつ市	むつ市選挙管理委員会事務局	むつ市中央一丁目八の一
つがる市	つがる市選挙管理委員会事務局	つがる市木造若緑六一の一
平川市	平川市選挙管理委員会事務局	平川市柏木町藤山二五の六

ただし、平成二十七年四月三日における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

選挙区名	場 所	所 在 地
東津軽郡	青森県選挙管理委員会委員室	青森市長島一丁目の一
西津軽郡	鱒ヶ沢町役場三階第四委員会室	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇九の二
南津軽郡	藤崎町役場三階中会議室	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
北津軽郡	板柳町福祉センター二階農業委員会会議室	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九の三
上北郡	東北町役場本庁舎三階大会議室	上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四
三戸郡	南部町役場三階中会議室	三戸郡南部町大字苔米地字下宿二二三の一
青森市	青森市役所第三庁舎一階会議室	青森市中央一丁目二二の五
弘前市	弘前市役所新館二階第一、第二会議室	弘前市大字下白銀町一の一
八戸市	八戸市庁別館二階会議室	八戸市内丸一丁目一の一
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市大字市ノ町一の一の一
五所川原市	五所川原市役所五階第一会議室	五所川原市字岩木町一二二
十和田市	十和田市役所新館四階会議室	十和田市西十二番町六の一
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市桜町一丁目一の三八
むつ市	むつ市役所大会議室 A	むつ市中央一丁目八の一
つがる市	つがる市役所三階会議室	つがる市木造若緑六一の一
平川市	平川市役所四階第四会議室	平川市柏木町藤山二五の六

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙東津軽郡選挙区選挙長 山 口 元 榮

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙西津軽郡選挙区選挙長 須 藤 壽

一 場所 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九の二

鰺ヶ沢町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局西津軽郡出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙南津軽郡選挙区選挙長 三 浦 秀 男

一 場所 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

藤崎町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局南津軽郡出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙北津軽郡選挙区選挙長 葛 西 榮 喜

一 場所 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三三九の三

板柳町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局北津軽郡出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙上北郡選挙区選挙長 高 松 捷 一

一 場所 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

東北町役場本庁舎三階委員会室

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙三戸郡選挙区選挙長 中 野 正 美

一 場所 三戸郡南部町大字苔米地字下宿二二三の一

南部町選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局三戸郡出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時四十五分

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙青森市選挙区選挙長 坪 田 左 近

一 場所 青森市中央一丁目二二の五

青森市役所議会棟第四委員会室

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律

第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙弘前市選挙区選挙長 成 田 満

一 場所 弘前市大字上白銀町一の一

弘前市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局弘前市出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙八戸市選挙区選挙長 野 坂 哲

一 場所 八戸市内丸一丁目一の一

八戸市庁別館八階研修室

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時三十分

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙黒石市選挙区選挙長 乗 田 兼 雄

一 場所 黒石市大字市ノ町一の一

黒石市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局黒石市出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙五所川原市選挙区選挙長 白 川 昭 磨

一 場所 五所川原市字岩木町一一

五所川原市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分  
青森県選挙管理委員会事務局五所川原市出張所

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙十和田市選挙区選挙長 古 館 實

一 場所 十和田市西十二番町六の一

十和田市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分  
青森県選挙管理委員会事務局十和田市出張所

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定め

るくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙三沢市選挙区選挙長 河 村 幸 利

一 場所 三沢市桜町一丁目一の三八

三沢市選挙管理委員会事務局内

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分  
青森県選挙管理委員会事務局三沢市出張所

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙むつ市選挙区選挙長 畑 中 政 勝

一 場所 むつ市中央一丁目八の一

むつ市役所本庁舎第四会議室

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙つがる市選挙区選挙長 成 田 照 男

一 場所 つがる市木造若緑六一の一



つがる市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局つがる市出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長告示第一号

平成二十七年四月十二日執行の青森県議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県議会議員一般選挙平川市選挙区選挙長 内 山 久 人

一 場所 平川市柏木町藤山二五の六

平川市選挙管理委員会事務局内

青森県選挙管理委員会事務局平川市出張所

二 日時 平成二十七年四月九日 午後五時十分

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭